

令和4年度  
化学物質の内分泌かく乱作用に関する検討会  
設置要綱

## 1. 目的

平成28年6月に公表した「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応－EXTEND2016－」(以下EXTEND2016とする)及びその後継として新たに構築されるプログラムに基づき実施する試験法の開発、作用・影響の評価、環境リスクの評価、知見の収集、国際協力及び情報発信の推進等の事業について、専門的見地からとりまとめを行うため、「化学物質の内分泌かく乱作用に関する検討会」(以下「検討会」という。)を設置する。

## 2. 検討内容

環境省がEXTEND2016に基づき実施する化学物質の内分泌かく乱作用に関する以下の事項について、検討、とりまとめを行う。

- (1) 試験法の開発
- (2) 作用・影響の評価
- (3) 環境リスクの評価及び管理
- (4) 知見の収集
- (5) 国際協力及び情報発信の推進
- (6) その他必要な事項

## 3. 組織等

- (1) 検討会は、化学物質の内分泌かく乱作用に関する知見を有する学識経験者をもって構成する。
- (2) 検討会に委員の互選による座長を1名置く。座長は検討会の会務を総理する。
- (3) 座長に事故があるとき等において座長の職務を代行するため、検討会に座長代行を置き、座長代行は座長が指名することとする。
- (4) 検討会において特別な事項を検討する必要がある場合には、必要に応じて学識経験者等、検討事項に関連ある者を説明員、講師または参考人として出席させることができる。
- (5) 検討会の事務は、環境省大臣官房環境保健部環境安全課及び日本エヌ・ユー・エス株式会社において処理する。